令和5年 6月1日発行

第51号

かけ橋

太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会

太田市新田金井町29

■0276-20-9715 **■**0276-57-4573

太田市優良農業者表彰式及び太田市農業後継者報奨式

太田市優良農業者表彰式及び太田市農業後継者報奨式が、2月7日太田市役所で行われました。 農業者の模範となる業績が認められ、次のとおり表彰されました。



優良農業者表彰者

本多 純一さん (西長岡町) 横山 正平さん (東今泉町) 天下井 誠さん (龍舞町) 椎名 靖さん (大原町)

農業後継者報奨者

柳 利行さん (成塚町) 栗原 一樹さん (新田大根町)



若いうちから! 女性にも! 節税対策にも!

農業者年金に加入しましょう!

●農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金

+ 農業者年金

●次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

国民年金第1号被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上農業に従事 60歳未満

- ※60歳以上65歳未満で農業に従事する国民年金の任意加入被保 険者も加入可能です。
- ●農地の権利名義を持たない家族農業従事者の方も加入できます。
- ●積立・確定拠出型年金です。(自分で年金資産を積立・基金で運用)
- 保険料は月額2万円~6万7000円の範囲でいつでも見直しができます。(1000円単位)
- ※35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、 1万円からでも加入できます。(上限6万7000円)
- ●終身年金で80歳までの死亡保障(死亡一時金)があります。
- ●支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- ●一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

現況届は忘れずに提出を!

現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

農業者年金を受給されている方は、現況届を必ず農業委員会に提出してください。



現況届が 届く時期は…

現況届の用紙は、5月末日ごろに直接受給者ご本人宛てに送付しました。

現況届の 提出時期は…

現況届は、**6月 30日**までに**農業 委員会**に必ず提 出してください。

現況届の 提出を忘れると…

現況届の提出がないときは、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

次の事項の確認をしてください

- 現在、農地(自留地を除く)の耕作または養畜の事業を行っていない。
- 2 現在、耕作または養畜の事業を行う農地所有適格法人(農業生産法人)の組合員・社員または株主となっていない。
- 3 経営移譲(経営継承)時に後継者に貸し付けた農地について返還を受けていた。
 - もしくは使用収益権の移転または、設定をしていない。(支給停止除外事由に該当する場合を除く)
- ※農地の使用貸借・賃貸借・所有権移転をされた場合、**経営移譲年金や特例付加年金が支給停止になることがあります**ので、事前に農業委員会にお問い合わせください。



太田市農地賃借料情報

令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、 以下のとおりです。この情報には使用貸借(賃借料なし)で締結されたものは含みません。

田の部				(単位:円)
締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	5,200	9,400	1,700	366
尾島地区	4,500	7,700	2,700	36
新田地区	4,400	7,600	1,800	221
藪塚地区	9,500	10,000	6,300	32
(参考)市全体平均	5, 100	_	_	655

			(単位:円)
平均額	最高額	最低額	データ数
7,500	12,500	3,300	44
6,100	10,000	2,000	113
8,700	15,600	3,500	200
10,700	15,000	5,000	68
8,200			425
	7,500 6,100 8,700 10,700	7,500 12,500 6,100 10,000 8,700 15,600 10,700 15,000	7,500 12,500 3,300 6,100 10,000 2,000 8,700 15,600 3,500 10,700 15,000 5,000

※(参考)市全体平均は、データ数による加重平均の値です。また、各金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

^{令和5年度} 太田市農作業参考料金表

	作業	名	単位	税込単価(円)	
トラクター	水田耕起		10a	6,820	
	畑耕起		10a	6,820	
	深耕ロータリー		10a	17,600	
	プラウ		10a	6,160	
	代かき		10a	7,560	
	畦畔ぬり(片側機械ぬり)		1m	52	
	耕起から代かき		10a	14,070	
	育苗(うるち)	出芽	1箱	430	
		硬化	1箱	800	
水稲作	田植え	普通植	10a	8,620	
作業		施肥付	10a	9,720	
	コンバイン		10a	19,580	
	乾燥		60kg	1,320	
	籾すり		60kg	940	
	稲刈りから乾燥調製		10a	35,220	
	薬剤散布		10a	2,420	
麦作業	施肥·播種		10a	3,960	
	ロータリーシーダー播種		10a	6,820	
	麦ふみ (鎮圧)		10a	2,310	
	コンバイン		10a	19,580	
	乾燥		60kg	1,320	
	薬剤散布		10a	2,420	
その	米·麦運搬		10a	2,200	
他の	臨 時 一般作業		8時間	8,380	
作業	賃 軽作業		1時間	900	

- ※この料金表は、参考額を示しています。ほ場の条件、作業 の難易度、荒廃の程度等により受委託者で協議の上、決 定してください。
- ※軽作業料金は群馬県最低賃金を参考に定めています。改 正があった場合は下回らないようにしてください。

令和4年度

農地パトロール(利用状況調査)結果

市内全域の農地を対象に調査を実施しました。遊休農地 の面積は下表のとおりです。

⊞	畑	合 計		
28.3ha	24.4ha	52.7ha		

安心できる農地の貸し借り始めませんか?

農業経営基盤強化促進法による貸し借り

「農地を貸したいが、返してもらえなかったら…」「耕作できないので、農地が 荒れてしまう…」「農地を借りたいが手続きが難しそう…」と思っている方は農 業経営基盤強化促進法による貸し借りをぜひご利用ください。



貸し手のメリット

- 貸した農地は、期間が満了すると自動的に 貸し手に返還されます。お互いの話し合い により、途中で解約することもできます。
- 継続して貸したい場合は、お互いの話し合 いにより契約を更新することもできます。
- ●条件を満たせば支援金が交付されます。
- ●農地が耕作放棄地にならずに済みます。

借り手のメリット

- 経営の規模拡大と安定化が図れます。
- ●契約期間中は安心して耕作することがで
- ●継続して借りたい場合は、お互いの話し合い により契約を更新することもできます。
- ●認定農業者は、条件を満たせば奨励金が 交付されます。

契約の始期は5月20日と10月20日の年2回です。

申請書受付

農用地利用集積 計画案の作成

農業委員会の決定

市長の公告(契約の開始) 令和5年10月20日

申請書 提出期限 **令和5年7月31日**(月) 申請書は、農業委員会事務局にあります。

契約始期が令和6年5月20日からの場合は、申請の締め切りは令和6年2月 末日になります。

提出場所

農業委員会事務局、農地利用最適化推進委員、農業委員

農用地利用集積促進奨励金等について

農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借り(利用権設定)の契約をすると、条件を満たせば 農用地利用集積促進奨励金等の対象となります。

- ●交付対象者 奨励金については、利用権設定を受けた太田市の認定農業者 ※耕作放棄地再生事業奨励金については認定農業者以外も対象 支援金については、太田市の認定農業者に利用権設定をした者
- ■対象となる土地 新規に利用権設定をした農地。
- ※今までに利用権設定をしたことのある農地は対象となりません。
- ●対象となる契約年数 満5年以上
- ※期間満了以前に合意解約した場合は、交付された全額が返還の対象となる場合があります。

【単価等】 令和5年4月1日現在

区分	耕作面積の 要件	契約の存続 期間等	奨励金等交付単価 (円/10a)		利用権の
			通年借地	期間借地	種類
(借り手) (注)	270a以上	5年以上10年未満	4,000	2,000	賃貸借
農用地利用集積促進奨励金	2/UalXI	10年以上	6,000	4,000	具貝旧
(借り手) 耕作放棄地再生事業奨励金	なし	5年以上	30,000	_	賃貸借または 使用貸借
(貸し手) 農用地利用集積促進支援金	借り手 270a以上	5年以上	5,000	_	賃貸借または 使用貸借

- (注)農地中間管理事業を活用した農地の貸し借りは、条件等が異なる場合があります。
- ●耕作放棄地再生事業奨励金の申請をする場合は、利用権設定前と設定後の状況が確認できる 資料を添付していただきます。
- ●市が実施する他の利用集積事業及び耕作放棄地対策事業、並びに農業機械購入助成事業との 重複受給はできません。

詳しくは、農業政策課(圖0276-20-9714)までお問い合わせください。